

さっぽろ法律事務所・事務所ニュース

みどり野

2024年
新春号

さっぽろ法律事務所

〒060-0042

札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル3階

TEL:011-272-1900

FAX:011-272-1885

<https://www.sapporo-law-office.com>



すばる 「昴」に思う

弁護士
猪狩 久一

谷村新司さんが亡くなられ、昨年の暮、テレビで追悼の番組が放送されました。「冬の稲妻」、「チャンピオン」、「いい日旅立」等心惹かれる歌が歌われていました。私の一番好きな歌は「昴」です。作曲も谷村さんが手掛けられたこの曲は、「目を開ければ、荒野に向かう道より、ほかに見えるものはなし」、「われは征く心の命ずるままに」、「ああ、何時の日か、誰かがこの道を」等々の言葉が、琴線にふれるメロディーで唄い上げられていて、社会に起きている様々な問題を、平和、人権、社会正義の立場から実践的に取り組もうと心掛けている者にとって、心の支えとなる楽曲です。



大先輩を描く ドラマ 楽しみ!

弁護士
猪狩 康代

今年4月からのNHK朝ドラは、三淵嘉子さんを主人公とする物語と伝えられている。

日本で初めて女性弁護士が誕生したのは1940年。その時弁護士となった3名のうちのお一人である。1893年に施行された弁護士法には「弁護士タラント欲スル者は……男子タルコト」と定められていて、女性は弁護士になる道を閉ざされていた。1933年弁護士法が改正され、「男子タルコト」が削られ、「成年者タルコト」と定められ、女性が弁護士になる道が開かれた。1949年には、弁護士のみならず、裁判官や検察官になる道も開かれた。三淵さんは初の女性裁判官になられた方でもある。どのような人生を歩まれたのか、ドラマの展開が今から楽しみ。



新
成が大
鉄分割
し、「新
たこと
定する
じた「
ことが
私自
官に及



去年は、新型コロナウイルス感染症の流行による行動イナ侵攻、イスラエルのガザ攻撃が続き、多数の人命が国内では物価高騰による庶民の生活苦しみに、政権私たちがさっぽろ法律事務所一同、平和な社会で人間ら



オリパラ招致 が中止に!

弁護士
神保 大地

札幌市政記者クラブにて署名活動の中止を説明中
2014年から20億円以上使ってきた札幌市による冬季五輪の招致活動が終了しました。私は、招致するかどうかを市民に決めさせてほしい、ということで、2023年7月、「住民投票を求める会」の立ち上げに加わり、共同代表の1人として活動してきました(テレビ等でご覧になった方もおられると思います)。署名集めの途中だった10月に札幌市が招致活動をしないことになったので、私たちの署名集めも終了しました。ご協力いただいたみなさま、大変ありがとうございました。自分たちの街の未来は自分たちで決める、という民主主義を体験できる機会でした。市政も道政も国政も、私たちの声に基づいて行われるべきです。だからこそ、これからも声を上げ続けたいと思います。



「いのちのとりで裁判」、 名古屋高裁で完全勝訴!!

弁護士
山本 完自

2013年から3回に分けて行われた、平均6.5%、最大10%の生活保護基準(生活扶助基準)の引下げが違法・違憲であると全国の生活保護利用者が訴えている「いのちのとりで裁判」(札幌では「新・人間裁判」)において、2023年11月30日、名古屋高等裁判所が、生活保護基準の引下げが厚生労働大臣の少なくとも重大な過失に基づく違法なものである等として、高等裁判所の判決としては初めて引下げに基づく処分を取り消して、国家賠償請求も認めました。また、一連の裁判では、12の地方裁判所でも引下げの違法性を認める判決が出ています。

生活保護基準は日本のナショナル・ミニマムを画する重要な基準で、他の様々な制度にも連動しています。2013年からの引下げがいかに恣意的で統計や専門的知見等に反するものであったのかが裁判を通じて明らかにされてきています。

札幌高等裁判所でも審理が進んでおり、私も弁護団の一人として引き続き頑張りたいと思います。



脅かされる 司法の独立

弁護士
大賀 浩一

幹線車中での自撮り

晩秋のある日、東京都内で開かれた司法制度研究集会に参加しました。①大阪空港夜間離発着差止訴訟で、政治的な圧力により最高裁での審理終盤に大法廷へ回付された後、裁判官の構

きく変わってから原告の請求却下という逆転判決が下されたこと、②国民営化の際には某エリート裁判官がいったん退職して国鉄法務部入り絶対に裁判で負けない」大量首切りの筋書きを描いた後裁判官に復帰し、③福島第一原発事故の国家賠償請求訴訟では、最高裁が国の責任を否

逆転判決を出したが、その背景に最高裁と巨大法律事務所との人事を通蜜月関係」が指摘されるなど、司法の独立が内と外から脅かされている報告され、市民の側からの対抗策が討議されました。

身も、岡口基一裁判官に対する弾劾裁判の現状と、この裁判が他の裁判

ばす悪影響についてご報告しました。



医療アクセス 権を保障せよ

弁護士
長坂 貴之

日弁連は昨年秋の人権大会で「医療へのアクセス」の保障についてシンポジウムを開催しました。

貧困等で病院の窓口負担が払えず診療を受けられない、病院の統廃合により居住地域に病院が無くなり通院出来なくなる等といった医療へのアクセス阻害が生じています。

国は医療費上昇が経済成長を阻害するとして医療費抑制策を続けており、それが上記の問題に繋がっていますが、シンポジウムでは医療費上昇が経済成長を阻害する実証例が無いこと、医療費増額により医療アクセスを保障したほうがむしろ地域の活性化につながる等が語られました。

このシンポジウムを基に日弁連は人権としての「医療へのアクセス」が保障される社会の実現を目指す決議を出しました。ぜひ日弁連 HP でご覧下さい。

制限が大幅に緩和され、日常が徐々に回復しつつあります。他方、ロシアのウクライナにさらされています。

党の各派閥による違法な裏金づくりが暴露され、国民の怒りが沸騰寸前です。しい生活を営む権利を守るため、いっそう奮闘する決意を新たにしています。



世界のみかた

弁護士
川上 麻里江

加工アプリに挑戦

2023年8月、高等支援学校（主に知的障害のある生徒が通う、高等部単独の学校）に、出前授業に行きました。

弁護士とは何者か、どんなときに活用できるのかを、どう話せば伝わるか…まだ人生経験が少ない子どもたちに弁護士の仕事について伝えることは、いつも難しく悩んでしまいます。

結果、私が選んだ言葉は「弁護士は『世界の見え方』を伝えるプロ」。トラブルとは往々にして、明らかな正義と悪とのぶつかり合いではなく、同じ物事の見え方が、あなたと他人とで違うことで起こってしまうもの。あなたの見え方を、あの人に伝える言葉を使って示すこと。あの人見え方を噛み砕いて、ではどうすべきか、と考えること。「世界の見方」を翻訳することで「あなたの味方」になれる存在のことを、記憶の片隅にでも置いてもらえたなら、悩んだ甲斐もあったというものです。



当たり前 に感謝をする

弁護士
高橋 友佑

昨年9月、交通事故に遭って右足を骨折しました。仕事にもプライベートにも大きな影響が生じ、依頼人、仕事の関係者、事務所の方々、家族、友人等に多大なご迷惑をおかけしてしまいました。

自分の足で自由に歩くことができなくなってはじめて、今まで当たり前でできていたことの有難さや尊さを身に染みて感じる事ができました。同時に、失ってからはじめて気が付くのではなく、普段から、当たり前を疑い、感謝の気持ちを持って生活していこうと思いました。

思えば、日本国憲法が大切にしている平和や人権の価値も、失ってからはじめて気が付くのでは遅すぎます。弁護士としても、一市民としても、平和が当たり前だと思わずに、この世界の人権状況が少しでも向上していくように、自分にできることを一つずつしていきます。

これだけは知っておきたい・相続法改正

近年、相続の分野では法改正が相次ぎ、新しい制度や新しい期間制限も設けられております。ここでは、そうした新しい相続の制度のいくつかをご紹介します。

1 遺言の内容を実現しやすくなりました

自分が遺すことになる遺産を第三者・団体に寄付(遺贈)したい、自分が亡くなった時に遺言に書いた内容を特定の相続人又は弁護士等の第三者に実現してもらいたい等の希望がある時には、あらかじめ遺言で「遺言執行者」を指定して、その遺言執行者に遺言に書かれた内容を実現してもらうことができます。

法改正により、遺言執行者の権限が明確化されて、より遺言の内容を実現しやすくなるとともに、相続人にも遺言の内容や遺言執行者の存在がより分かりやすくなりました。

弁護士を遺言執行者に指定したい場合には、遺言作成前にあらかじめご相談いただくことで、ご希望する遺言の内容がより実現しやすくなります。

2 相続登記が義務化されました

これまで遺産に不動産が含まれる場合でも、相続人による登記(相続登記)は義務付けられておりませんでした。2024年4月1日から、相続によって不動産を取得したと

きから3年以内に登記をしないと、行政罰(10万円以下の過料)が科されることになりました。同日よりも前に亡くなられた方の相続にも適用されます(猶予期間もあります)。

3 相続開始から10年経つと、寄与分や特別受益は主張できなくなります

これまでは遺産分割の際に、亡くなった人の財産の維持や増加に特別な貢献をした人の相続分を増やしたり(寄与分)、亡くなった人から生前に特別な利益を受けていた人の相続分を減らしたり(特別受益)するには、期間の制限はありませんでした。

しかし、2023年4月1日からは、亡くなったとき(相続開始時)から10年が経過するまでに調停を申し立てないと、その後は、寄与分や特別受益の主張が認められなくなりました。それ以前に相続が開始した場合も、猶予期間があるとはいえ、同様の制限がありますので、注意が必要です。

相続の分野は、実は複雑なことも多く、手間がかかることも多々ありますが、当事務所では、皆様のニーズにできる限り応えられる体制をとっておりますので、何かありましたらお気軽にご相談ください。



初回相談は60分以内無料です。

お電話をいただいたその日にご相談(即日相談)に応じます。
土・日・祝日のご相談(要事前予約)も受け付けております。

■業務受付時間：平日 午前9時～午後5時30分



※土・日・祝日はお休みをいただいておりますので、ご相談は事前に電話予約(平日)が必要です。

※特定の弁護士をご希望される場合には、即日相談、及び土・日・祝日相談には応じられない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※ご加入の保険をご利用可能な場合には、保険会社にご請求させていただく場合もございます。また、日本司法支援センター(法テラス)の法律相談援助をご利用可能な場合には、法テラスにご請求させていただく場合もございます。いずれの場合も、お客様から相談料をいただくことはございません。

- 常時法律相談を受け付けております。ご希望の方は、お越しになる前に必ずお電話またはホームページの「相談ご予約フォーム」でご予約くださいますようお願いいたします。
- ご相談はできる限りご本人がお越しください。
- ご相談の際は、関係資料(契約書、請求書、領収書、登記簿謄本、裁判所から届いた書類など)を必ずご持参ください。
- 当事務所のある南大通ビルは、地下鉄東西線「西11丁目」駅3番出口に直結しております。
- 駐車場はございませんので、お車でお越しの方は、近隣の有料駐車場(右図参照)をご利用ください。



さっぽろ法律事務所

札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル3階

TEL:011-272-1900 FAX:011-272-1885

URL→<http://www.sapporo-law-office.com>

※電話の受付時間は平日の午前9時～午後5時30分です。
※FAXの受付時間は終日です。



さっぽろ法律事務所

検索